

高知県告示第560号

中芸広域連合から申請があった中芸広域連合の処理する事務及び規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成28年9月28日付けで許可した。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第561号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 男子（平成29年3月及び4月採用予定）

(1) 募集期間

随時（最終期限は、平成28年11月11日（金））

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成28年11月12日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第562号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

土佐郡土佐町和田字ワトウチ3621のイ、字カゲ山3668のチの1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ワトウチ3621のイ・字カゲ山3668のチの1（以上2筆

について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第563号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町戸中宇和田ノ谷120の5、字明堂畝128の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和田ノ谷120の5・字明堂畝128の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第564号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡構原町下西の川1012

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

下西の川1012（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する）

高知県告示第565号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡構原町上本村1523

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上本村1523（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第566号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡津野町芳生野字ヒトクロダキ丙1813、丙1817の1、丙1817の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヒトクロダキ丙1813・丙1817の1・丙1817の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第567号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町古城字上ハフトナシ530の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ハフトナシ530の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第568号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町井崎字源五郎淵763の1、763の2、765の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第569号

平成28年9月高知県告示第483号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を芸西村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
記載なし
 - イ 氏名
田村 寿馬太
 - (2)ア 登記簿記載の住所
記載なし
 - イ 氏名
永野 茂市
 - (3)ア 登記簿記載の住所

- 記載なし
- イ 氏名
岡村 熊太郎
- (4)ア 登記簿記載の住所
記載なし
- イ 氏名
吉田 亀太郎
- (5)ア 登記簿記載の住所
記載なし
- イ 氏名
小松 弁次
- (6)ア 登記簿記載の住所
記載なし
- イ 氏名
松浦 兼太郎
- (7)ア 登記簿記載の住所
記載なし
- イ 氏名
猪野 芳太郎
- (8)ア 登記簿記載の住所
記載なし
- イ 氏名
白石 孫作
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
芸西村（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
魚つき
 - (3) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の限度について
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び芸西村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第570号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名

宿毛市	山 中 輝 明
〃	河 原 優
〃	西 岡 謙 二

- (2) 加入区の名称
栄喜加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成28年10月14日から同月28日まで
- (2) 縦覧場所
すくも湾漁業協同組合栄喜支所

高知県告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年10月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町昭和字四手崎山1133番58から 高岡郡四万十町昭和字ミノコシ409番1まで	前	11.7 }	19
		41.3	
高岡郡四万十町昭和字四手崎山1133番51から 高岡郡四万十町昭和字ミノコシ409番1まで	後	30.3 }	19
		41.3	

高知県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年10月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町池川大渡字カウボリ126番1から 吾川郡仁淀川町岩丸字ヤナゼ2510番まで	前	3.6 }	841
		18.6	
	後	6.2 }	801
		43.9	

高知県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年10月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蕪ヶ峠文丸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡樺原町坪野田83番から 高岡郡樺原町坪野田135番1まで	前	5.3 }	250
		9.5	
	後	5.9 }	250
		24.5	

高知県告示第574号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第16条の規定により証紙交付機関の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第14条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 証紙交付機関の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者

の職名及び氏名

- (変更前) 高知市南はりまや町一丁目1-1
株式会社四国銀行
取締役頭取 野村 直史
- (変更後) 高知市南はりまや町一丁目1-1
株式会社四国銀行
取締役頭取 山元 文明

2 証紙交付場所の所在地及び名称

高知市丸ノ内一丁目2-20
株式会社四国銀行県庁支店

3 変更年月日

平成28年4月1日

高知県告示第575号

平成18年3月高知県告示第214号の2（高知県収入証紙条例施行規則による証紙交付機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 中「野村 直史」を「山元 文明」に改める。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。
平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
中村都市計画道路（1・5・1号佐賀四万十線）
- 2 縦覧図書
中村都市計画道路の都市計画変更（原案）概要
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課並びに四万十市役所
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成28年10月14日（金）から同月28日（金）まで
- 5 公聴会の開催日時
平成28年11月11日（金）午後2時から午後4時まで
- 6 公聴会の開催場所
四万十市不破2058-20 四万十市防災センター
- 7 公述申出書の提出期限

平成28年10月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
幡東都市計画道路（1・5・2号佐賀四万十線）
- 2 縦覧図書
幡東都市計画道路の都市計画変更（原案）概要
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び黒潮町役場
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成28年10月14日（金）から同月28日（金）まで
- 5 公聴会の開催日時
(1) 佐賀地区
平成28年11月9日（水）午後2時から午後4時まで
(2) 大方地区
平成28年11月10日（木）午後2時から午後4時まで
- 6 公聴会の開催場所
(1) 佐賀地区
幡多郡黒潮町佐賀1092-1 黒潮町総合センター
(2) 大方地区
幡多郡黒潮町入野2017-1 黒潮町保健福祉センター
- 7 公述申出書の提出期限
平成28年10月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画地区計画（高知岡豊笠ノ川産業団地地区計画）

2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年6月17日 28高東土第599号	(第1工区) 長岡郡本山町本山字 銀杏ノ木1057番1ほか	長岡郡本山町本山 504 本山町長 今西 芳彦

監 査 公 表

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年10月14日

高知県監査委員
28高行管第149号
平成28年9月20日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）
平成28年7月19日付け28高監報第5号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 総括において措置を求められたもの

1 財務会計事務

(1) 指摘事項

指摘事項及び注意事項の多くは、管理職員等をはじめとする職員間での必要なチェックが不十分であったことなどによるものと認められる。

については、管理職員等によるチェック体制の更なる強化を図るとともに、引き続き職員の財務会計に関する事務処

理能力のより一層の向上に取り組み、会計事務の適正な執行に努められたい。

(2) 措置状況

改善に向けて、引き続き会計検査や会計専門員による巡回指導等を通じて、チェック機能の強化や職員の知識の向上を図ります。

また、会計事務の基礎研修や実務研修については、研修回数を増やし、総務担当職員のみならず、契約事務等の実務に携わる職員にも広く参加を呼び掛けるとともに、各所属での誤り事例を踏まえた内容とするなどして研修の充実を図ります。

あわせて、契約事務や支出事務等で、契約書等の不備や支出負担行為の遅延等の誤りが依然として見られることから、昨年作成した「契約事務のチェックシート」に加え、本年3月に作成した「収入・支出事務のチェックシート」などの支援ツールを管理職員等の研修をはじめ各種研修で積極的に活用することなどにより、管理職員等によるチェック体制の更なる強化、職員の事務処理能力の向上を図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

第2 指摘とされた機関

1 高知土木事務所

(1) 指摘事項

平成27年度の道路占用料において、年度初めに収入調定を行うべきものを年度末に行っていたもの及び調定年度を誤っていたものがあった。また、平成26年度分の港湾区域占用料及び港湾施設占用料の収入調定を平成27年7月に行っていた。

(2) 原因又は理由

県道弘瀬高知線の仮設足場設置に係る道路占用料については、高知県道路占用料徴収条例の認識誤りにより、平成28年3月1日から同年4月16日までの占用料を2箇年度に分けて徴収すべきところを一括して収入調定を行ったものです。

県道高知本山線のアーケード設置に係る継続分の道路占用料については、占用者からの連絡で調定漏れが判明し、平成28年3月に収入調定を行ったものです。

高知港の荷捌き施設及びクレーンに係る港湾区域占用料及び港湾施設占用料については、平成26年度から占用者に対し占用許可継続（更新）申請書を提出するよう指導していましたが、申請書の提出が平成27年6月29日と大幅に遅れたため、許可及び収入調定の事務処理が平成27年度になったものです。

(3) 措置状況

再発防止のため、占用許可の担当者のみでなく、課長会を通じて全職員に対し、関係する条例規則等の理解と適切

な事務処理の徹底を行うとともに、会計事務実務研修等の積極的な受講や、会計事務についての所内研修の継続的な実施により、職員の事務処理能力の向上に努めています。

併せて、道路占用料については、調定の漏れや遅延を防止するため、管理簿に申請日、許可日及び収入調定日の欄を新たに設け、チーフや課長が事務処理状況を確認することになりました。

なお、県道弘瀬高知線の道路占用料については、歳入更正を行い、適正な年度の収入としました。

また、港湾区域及び港湾施設の占用許可については、適時に申請が行われるよう、占有者に対し継続して指導を行っています。